

# 学校いじめ防止基本方針

箕面市立南小学校

◆ 目 次 ◆

- 1 いじめに関する基本的な考え方（「箕面市いじめ防止基本方針」から）
  - （1）箕面市立南小学校の学校教育目標
  - （2）いじめ防止のための基本的な考え方
- 2 いじめの未然防止
  - （1）教職員の気づき
  - （2）互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
  - （3）命や人権を尊重し豊かな心を育てる
  - （4）保護者や地域の方への働きかけ
- 3 いじめの早期発見  
相談しやすい環境づくり
- 4 いじめの早期対応  
いじめ対応の基本的な流れ
- 5 ネット上のいじめへの対応
- 6 いじめが起こった場合の組織的対応
- 7 関係機関との連携
- 8 教職員の研修
- 9 いじめ重大事態の取り扱い

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

### (1) 箕面市立南小学校の学校教育目標

「命と人権を大切にし、豊かな心と自ら学ぶ意欲を持ち、よく考え行動し、共に高めあう子どもの育成」

本校の学校教育目標を達成するためには、子どもの人権が保障される学校づくりを行い、人権を尊重し、互いに思いやりの心を持つ学校文化を培うことが大切である。こうしたことを推進するにあたり、その障壁となる「いじめ」を防止するために、道徳的意識、規範意識の向上、育成を図る。

### (2) いじめ防止のための基本的な考え方

①いじめは、子どもの将来にわたり内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に悪影響を及ぼす、人権に関わる重大な問題である。いじめは、人として決して許されない行為であり、また、どの子どもにも、起こり得ることから、学校はもとより、家庭、地域と協力して、ストレスに適切に対処できる能力、自己有用感や自己肯定感を育む教育を推進し、子どもをいじめに向かわせないための未然防止および早期発見、早期対応・解決に取り組む。

②学校全体で組織的な取組を進める。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」(未然防止)は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践を続けていくことが求められる。

③学校いじめ防止基本方針は、入学説明会や入学式、年度始め等に保護者や地域に周知し、理解を得るように努める。

#### <いじめの定義>

##### (箕面市いじめ防止基本方針)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、障害特性を有する児童等や自身の思いを表現することが苦手な児童等は、いじめの定義にある「心身の苦痛を感じている」と訴えることが難しい児童等もいることから、いじめの行為の対象となる児童等の認識に関わらず、障害特性を有する児童等を含め、すべての児童生徒の尊厳を損なう行為は「いじめ」と認識し、法に沿った対応を行うこととする。

なお、好意から行った行為が意図せずに相手に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、

軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童等が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を校内いじめ対策委員会で情報共有するものとする。また、けんかやふざけあいであっても、見えない所でいじめが発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の心身の苦痛の有無に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

#### <いじめの解消>

いじめは、謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この期間とは、すくなくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安に関わらず、校内いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校は、相当の期間が経過するまでは被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、当該期間が経過した段階でいじめ行為が止んでいるかどうかの判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、面談や保護者連絡等を通じて、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校はいじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。校内いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とはあくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありえることを踏まえ、学校の教職員は、被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。また、進級する際や小学校から中学校へ進学する際には、いじめ事案内容については、確実に引き継ぐ。

## 2 いじめの未然防止

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をもち、よりよい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」「深刻化する前に解決に向かう集団づくり」に取り組む。子どもたち・保護者の意識や背景等を把握しながら、年間を通じて取り組む。

### (1) 教職員の気づき

いじめは、大人のいないところやインターネット上で行われるなど、見えにくくなっている。また心身の苦痛を感じていると訴えることが難しい子どももいる。いじめ行為の対象となる子どもの認識に関わらず、障害特性を有する子どもを含め、全ての子どもの尊厳を損なう行為をいじめととらえ、いじめのサインを見逃さないように教職員が「危機意識」を持っておくことが必要である。これらのことから、校内いじめ対策委員会を常設する。

また、日頃から、子どもたちの個々の状況や学級・集団の状態を把握するとともに、箕面子どもステップアップ調査(i-check)等の活用を図る。すべての児童の進級や進学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う。

#### [取組例]

① 箕面市ステップアップ調査における学校生活アンケート等の実施。

② アンケートをもとに、個人面談の実施。

③ 校内いじめ対策委員会を常設。

(構成) 管理職、首席、生徒指導、児童生徒支援 Co、通級指導、養護教諭、  
支援学級代表。可能な限り S C、S S W(来校している場合等)。必要に応じて  
学年グループ等。

④ 全職員による研修等の実施。

- ・学校いじめ防止基本方針の周知。
- ・学校の相談窓口(S C、S S W、養護教諭等)の周知。
- ・配慮を必要とする子どもに関する情報共有、共通認識。
- ・生徒指導等によるいじめ未然防止、対応に関する研修。

### (2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

豊かな学びと主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を育むとともに、ともに支え合う集団づくりを行う。

#### [取組例]

① 特別活動の充実…各クラスでの学級会、クラブや委員会活動、学年行事や学校行事を通して、自己有用感や自己肯定感を育む活動の実施。

- ② 市の各種アンケートによる「自尊感情」観点が低い子どもの早期発見と関係教職員との情報共有、およびその子どもへの声掛け等アプローチの実施。

(3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させ、豊かな心を育成する。

[取組例]

- ① 人権教育の充実…集団作りを土台とした人権学習カリキュラムの作成と実践。  
…どの子どももいきいきと主体的に取り組める授業づくりや、思考力を高める授業づくり。
- ② 体験学習の充実…自他をかけがえのない存在として尊重し、相手の立場に立つてものごとを考えることの大切さを実感できる体験学習の実施。
- ③ 道德教育の充実…発達段階に即し、思いやり等道德的価値を豊かに培うことができる、年間を通した道德教育カリキュラムの作成および実施。

(4) 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aや地域活動の各種会議などの機会をとらえて、学校としてのいじめに対する取り組みにかかる情報提供を行い、ともに協力して取り組む関係を築くとともに、子どもの規範意識の向上や道德的な行動力の育成を図る。

[取組例]

- ① P T A実行委員会、学校協議会等における、学校いじめ防止基本方針の周知。
- ② 子どもが地域や保護者との「つながり」を実感できる地域行事、P T A行事を学校として協力し、子どもたちへの参加促進も図る。

### 3 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。

いじめは、教職員や大人が気づきにくい時間や場所、手段で行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力の向上に努める。また、教職員の間で速やかに情報を共有し、組織的に対応を図る。

<相談しやすい環境づくり>

子どもたちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後には情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

〔取組例〕

- ① 「いじめが起きているのではないか」と思ったら、すぐに「校内いじめ対策委員会」に
- ① 報告。個人面談や情報収集を実施。
- ② 箕面子どもステップアップ調査におけるアンケート等により、実態把握。
- ③ 教職員による日々の状況把握…出席状況
  - …学習状況
  - …休み時間等の様子
- ④ 校内いじめ対策委員会、支援コーディネーター会議等での子どもの情報共有
- ⑤ 相談窓口の周知（パンフレット等の配布、掲示）
- ⑥ 学校と家庭、地域の連携（PTA 実行委員会、青少年を守る会、学校協議会、民生委員児童委員、青少年指導員等との連携）

#### 4 いじめの早期対応

いじめの兆候を発見した時は、「校内いじめ対策委員会」を開催し、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る。

##### 〈いじめ対応の基本的な流れ〉

「その日のうちに チームで共有 方針化して対応」

いじめを認知した教職員は、その時、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。あわせて直ちに校内いじめ対策委員会に連絡し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、校内いじめ対策委員会に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法に違反し得る。

(あくまで基本的な流れであり状況に応じて臨機応変に対応をする。)

**\*発覚、察知**

- ・本人や周囲、保護者からの訴えや、教職員による気づき。

↓

**\*すみやかに報告 (いじめ対応の際に作成した資料は記録として10年間残す。)**

- ・校内いじめ対策委員会 (管理職・生徒指導・児童生徒支援 Co・養護教諭・担任・学年その他。必要に応じてSC、SSW。) にすみやかに報告。
- ・校内いじめ対策委員会は、当面の対応を方針化し初期対応を進める。必要に応じて教育委員会事務局へ報告。

↓

**\*事実確認 (聞き取りに際しては日付、記録者名のある記録を残す。)**

<本人と話>

- ・本人の気持ちに寄り添う姿勢で聴く。話してくれてよかったと気持ちを伝える。

<いじめた子 (たち) と話>

- ・事実関係を聞き取る。聞く側は複数で対応する。個別に聞き取る。
- ・反省や謝罪について考えさせる。

<周りの子 (たち) と話>

- ・協力を依頼し、事実関係を聞き取る。

<主に聞き取る内容>

- ・いつ頃からか。
- ・誰から行われたか。
- ・どのような態様であったか。
- ・いじめを生んだ背景事情。
- ・子どもの人間関係にどのような問題があったか。等々

↓

**\*情報の共有と対応協議**

- ・随時、情報を共有し対応を図る。(校内いじめ対策委員会)
- ・必要に応じてSC、SSW、その他関係機関と連携

↓

**\*子どもからの謝罪・学級全体への指導等**

↓

**\*保護者への連絡・連携**

↓

**\*教職員全体での見守り・フォロー**

- ・被害児童が連続して欠席… (3日連続) 担任等は校内いじめ対策委員会へ報告  
… (7日連続) 学校は教育委員会へ報告



## 5 ネット上のいじめへの対応

- インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。
- 未然防止には、子どものパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。
- 早期発見には、メールやSNS等を見たときの表情の変化やスマートフォン等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さない。そのためには、保護者との連携が不可欠である。
- 「ネット上のいじめ」を発見した場合は、
  - ・いじめ内容を迅速に把握。
  - ・書き込み内容、画像等の記録を残す。
  - ・書き込みや画像の削除等、これ以上の拡散を防ぐ。等の迅速な対応を図る。
- 人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。
- 情報モラルに関する指導を、合わせて推進する。  
インターネットの特殊性による危険や、子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を実施。

[子どもたちに理解させるポイント]

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まってしまうこと。
  - ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
  - ・違法情報や有害情報が、含まれていること。
  - ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
  - ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。  
最悪のケースでは、二度とインターネット上から削除することができない場合もあること。
- 情報モラルの指導については、学校だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携、協力し、双方で指導を行う。

## 6 いじめが起こった場合の組織的対応について

- いじめを認知した場合は、教職員が1人で抱え込まず、「校内いじめ対策委員会」に報告し、組織としていじめの疑いの有無を判断し、今後の対応方針を検討する。  
(決して、教職員が独断でいじめの疑いの有無を判断しない。)

○子どもに事情を確認する際には、複数の教職員で対応し、日付や記録者等を記して記録を残すようにする。

○対応終了後、二次被害や再発の防止も含めた指導方針を立て、組織的に取り組む。

## 7 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、子ども家庭センター、医療機関等）からの適切な支援が必要であり、そのためには平素から関係機関と連絡をとり、情報共有体制を構築しておく。

## 8 教職員の研修

学校においては、全ての教職員に対し、いじめ問題に関する校内研修を実施し、いじめについて共通理解を図る。また、教職員一人ひとりに様々なスキルや指導方法を学ぶなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、SC、SSW等の専門家を講師とした研修、事例研究等を可能な限り実施する。さらに、初任者等の経験の少ない教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう、配慮していく。

## 9 いじめ重大事態の取り扱い

箕面市いじめ防止基本方針に係るいじめ重大事態が発生した場合、同基本方針に従い、教育委員会と協力し、学校としての対処を進めていく。

### 【調査を要する重大事態の例】

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
  - ・ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
  - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※不登校の定義(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から)

『不登校』とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある(ただし、「病気」や「経

済的な理由」による者を除く)ことをいう。」

③ その他の場合

- ・児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

【箕面市いじめ防止基本方針における、重大事態への対処の主な流れ】

○学校または教育委員会による調査

↓

○調査結果の報告及び提供

↓

○重大事態調査結果報告書の公表

平成26年4月 制定

平成29年8月 改訂

令和 2年4月 改訂

令和 4年3月 改定